

## 第5回市立柏原病院あり方検討委員会議事録要旨

日 時	平成27年3月30日(月) 午後2時から午後2時30分
場 所	柏原市役所本館2階会議室(秘書課横)
出 席 者	(市立柏原病院あり方検討委員会委員) ○大阪市立大学大学院医学研究科長・医学部長 荒川委員 ○大阪教育大学教育学部教授 高山委員(委員長) ○柏原市医師会会長 藤江委員(副委員長) ○有限責任監査法人トーマツパートナー 和田委員
事 務 局	○松井政策推進部長 ○石橋政策推進部次長兼企画調整課長 ○松井企画調整課長補佐
会 議 次 第	1 開会 2 議事 (1) 答申について 3 閉会
会 議 資 料	○市立柏原病院の経営の方針について 答申書(案)

### 議 事

(委員長)	<p>【2 議事】</p> <p>(1) 答申について</p> <p>答申(案)について、各委員の意見を聞きながら審議を進め、最終調整を行いたい。</p>
(委員)	<p>答申(案)の11ページ、⑤運営形態の変更について、直営の公立病院として継続という部分で、「目標が達成できなかった場合には、運営形態の変更に着手すべき」とあるが、目標達成には至らなかったが努力によって目標に近づけた場合などは、もう少し経過を見守るといふ意味の記載にする方がよいのではないか。公立病院として存続ありきで進めてもらいたいし、真の健康はある程度税金で賄うべきものである。</p> <p>また、12ページの(5)経営形態及び病院機能の変更の部分でも、「一定の改善が見込まれない場合は」とあるが、先程と同様に一定の改善が見込まれない場合であっても、改善に近づいたと判断できた場合は、という意味の記載にしていきたい。</p> <p>さらに、最後の基準外繰入(赤字補填)の解消という部分で、「平成27年度における基準外繰入(赤字補填)の解消」とあるが、額にして約3.4億円をゼロにするという意味になると思う。これも現実的には非常に厳しい事であり、この部分も同様に努力が認められれば</p>

	<p>もう1年観察するというような意味の記載にしてもらいたい。市大としては、市立柏原病院に医者を派遣している。経営形態を変更するのは仕方ないかもしれないが、形態が変わった病院へ医者を派遣するかどうか分からない。経営形態の変更ということは、医者をいかに確保するかということまで考えて答申しなければならない。意見として申しておく。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>基準外繰入の解消は柏原病院の課題であると思うので、改善指標はこのままで良いと思う。委員の意見は、機械的に出来なければダメということではなく、もう一段階おいて判断するという意味の表現にすべきということで、「一定の改善」ではなく「相応の改善」や「改善の傾向がみられる」などのように表現してはどうかということ。</p>
<p>(委員)</p>	<p>危機感が遠のいてはいけぬ。何のための委員会なのか。柏原病院は目標を持って一刻も早く経営改善する必要がある。経営形態の変更については、民間譲渡は別にして公立病院という位置づけから離れてしまうわけではなく、独法化においては公立病院のままで経営の自由度が増し、経営改善をより進めていく形態である。今や多くの病院や大学などにおいても独法化が進んでいるように、社会制度の変更に合わせた経営形態の変更をしていくという流れであり、直営では経営が続かない状況である。病院にとってはむしろ直営の方がまずい形態ではないかと思う。指定管理にしても公的な意味合いは残せる。運営形態の変更が公的な病院では無くなるという意味ではない。</p> <p>もう一点、少しでも経営改善ができれば良いということで、もう一年待つみたいなことではいけない。今まで同じようなことを繰り返してきて、結局何にも改善されていない。だから、目標を定めて本気で改善をやり遂げようということであったはず。そのための答申である。少し改善の兆しが見えるからもう一年先延ばしにするということではもう止めようということであった。</p> <p>また、直営から経営形態の変更をするということは、直営では経営改善の限界であるという思いから、一気に改善を推し進めようとするということ。</p> <p>さらに赤字補填の解消ということについても、赤字補填をしている事自体が異常な状態であり、全国的にもそんな病院は極稀である。そのような中で何年も続けて赤字経営を続けてきたが、一刻も早く解消する必要があり、もういい加減ダラダラしたことはやめにすることであるはず。目標は下げるべきではない。ニュアンスを多少緩くすることによって危機感が遠のいてはいけぬ。職員間に少し改善できたからしばらくこのままで良いという意識になるのはまずい。</p>

	委員の言われる公的な意味合いは経営形態を変更しても変わらないし、公的病院の位置付けは変わらない。むしろ独法化の方が経営改善はやり易い。あまり緩やかな表現にすべきではない。
(委 員)	このままの記載であっても、実際、目標が達成出来なかった時でも、達成に近づけば直営でこのまま継続するという判断ができるのであればよい。
(委 員)	11 ページの⑤運営形態の変更についての部分で「運営形態の変更に着手すべきである」という記載があり、12 ページの(5) 経営形態の変更及び病院機能の変更では「変更も視野に入れた改革を進められたい」とあるが統一すべきではないか。
(事 務 局)	11 ページの記載は会議における各委員の意見をまとめたもので、12 ページは実際の提言であり、限定的な表現は避けるべきではないかという意見もあったため、少し緩やかな表現としている。
(委 員)	そういう意味では、委員の言われる適切な表現となっているのではないかと思う。ただし、委員の意見が職員の危機感の欠如に繋がらないようにしたい。
(事 務 局)	この答申書はあくまで委員会の意見であり、最終的に決定するのは市長であって市議会の意見を汲みながら判断することになる。委員が心配されている状況になったときに市がどう判断するかということで、答申どおりに市が判断するとも限らないし、別の判断もあり得る。実際にその時の状況を見極めながら判断することになる。
(委 員)	現実的に 3.4 億円の解消は非常に難しいと思う。その難しいことを目標にして、達成できなければ執行部はクビみたいなことになると、かえって職員のモチベーションは下がる。危機感はおおることになるが出来もしない事を押し付けられているということになる。実現可能な目標で、なお且つ、甘やかさないような表現にしてほしい。
(委 員 長)	基準外繰入の解消という目標は譲れないところ。実現できるか出来ないかは別の話しである。
(事 務 局)	(5) の「一定期間を限度として」という記載と改善指標の「平成 27 年度における」という記載に統一感がないため、「平成 27 年度における」を削除する。

<p>(委員長)</p> <p>(委員)</p> <p>(委員長)</p>	<p>柏原病院には厳しい状況をよく理解してもらい、早急に改善に向けた取組を実行してほしいという意味合いにしておくことが必要である。11 ページの「もし目標が達成できなかった場合には」を「改善の見込みが期待できないと判断され」に、12 ページの「一定期間」を「改革を遅らせることのない期限を設定」に、「一定の」を「相応の」という表現に変える。この内容は委員会の総意ということによろしいか。</p> <p>異議なし。</p> <p>この内容で答申書を完成させ、市長へ提出する。</p>
	<p>【3 閉会】</p>